

東京都公立学校会計年度任用職員（都立学校部活動指導員）（欠員補充）募集要項

項 目	内 容
職 名	都立学校部活動指導員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号
任用期間	採用日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	都立桜町高等学校（水泳部）
職務内容	学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、以下の部活動に係る職務に従事する。 （１）実技指導 （２）安全・障害予防に関する知識・技能の指導 （３）学校外での活動（大会・練習試合・合宿等）の引率 （４）用具・施設の点検・管理 （５）部活動の管理運営（会計管理等） （６）保護者等への連絡 （７）年間・月間指導計画の作成 （８）生徒指導に係る対応 （９）事故が発生した場合の現場対応 （１０）その他、部活動指導に関し、配置校の校長及び教育委員会が必要と認める事項
応募資格・求められる能力	1 学校教育の一環としての部活動の意義を理解し、校長の指揮命令の下、教職員との連携を図りながら部活動指導員の職務を遂行する資質・能力及び専門的な知識・技能を有する者で、次の(1)から(4)までのいずれかを満たす者 (1) 中学校、高等学校又は大学等における部活動指導の経験が 6 年以上ある者 (2) 当該専門分野に関する職業又は指導の経験が 6 年以上ある者 (3) 当該専門分野の経験及び指導経験が合わせて 6 年以上あり、かつ、教員免許状を有する者又は採用前日までに取得見込みの者 (4) 当該専門分野の経験と部活動指導員経験が合わせて 6 年以上ある者 2 次の(1)から(5)に示す欠格事由の全てに該当しない者 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 東京都職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (5) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

勤務時間	令和9年3月31日までの総勤務時間 81 時間 原則として平日 3 時間、休日 4 時間以内 (1) 部活動指導に係る準備・打合せ等の時間を含む。 (2) 長期休業中の平日は、休日と同様に扱う。 (3) 対外試合等の場合の 1 日当たりの勤務時間については、7 時間 45 分まで可とする。 ※ 勤務日等の詳細については、配置校の校長の定めるところによる。
休憩時間	45 分（勤務時間が 6 時間を超える場合）
休暇等	(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	時間額 2,440 円 通勤手当相当額を別途支給（上限 7,100 円/日） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法、雇用保険法等の加入要件を満たす場合適用する。
災害補償等	有
応募方法等	1 応募方法 申込書及び面接日程調整表に必要事項を記入のうえ、郵送又は直接持参の方法により提出してください。 〔申込書〕 第 1 号様式「東京都立学校会計年度任用職員申込書」 〔面接日程調整表〕 「令和 8 年度 都立学校部活動指導員（会計年度任用職員）面接日程調整表」 2 提出先 任用を希望する学校 3 申込期限 令和 8 年 10 月 8 日（木） 学校へ直接持参する場合は、平日午前 9 時から午後 5 時まで 4 選考結果 可否については、選考実施月の下旬に通知します。
特記事項	本業務に従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別添参照条文をご参照ください。
問い合わせ	都立桜町高等学校 電 話 03-3700-4330 担当者 副校長 高嶋 幸子

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。

別添（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和 6 年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七百七十六条から第七百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。